

情報プラザ

羽幌町役場 ☎ 2 - 1211
 インターネット
 ホームページアドレス
<http://www.town.haboro.hokkaido.jp/>
 E-メールアドレス
kikaku@town.haboro.hokkaido.jp
 町長室のメールアドレス
sawayaka@town.haboro.hokkaido.jp
 ご意見お待ちしております

□町長との語り合いの場
 『ふれあいトーク』
 5人～10人くらいのグループで
 開催日の10日前までに申込みを！

□出前講座（37講座）
 『ほっと講座はぼる』
 5人以上の団体やグループが
 主催する学習会等に町職員が
 講師として出向きます

☞お問合せ・申込み先
 企画課広報広聴係
 (内線251～252)

●ホタルの電話 ☎ 2 - 1310
 1人でなやんで自分をイジメないで
 かけてみよう『ホタルの電話』

4月から役場の機構が変わります

13課体制から10課体制になります
 収入役を廃止にし、助役が兼ねることとなります

厳しい財政状況の中、スリムで効率的な行政運営を図るとともに、町民の皆さまに分かりやすい組織にするため、課・係の統廃合を行います。事務分掌の変更が複数の課にまたがりますので、係の名称及び配置については、広報はぼる4月号の職員配置表で詳しくお知らせします。

- 主な変更点
- 【政策推進課】企画課 政策推進課
 (課名変更・政策及び行政改革の推進)
- 【財務課】財政課と税務課を統合
- 【町民課】町民福祉課の一部と生活環境課を統合
- 【福祉課】町民福祉課の一部と健康管理課を統合
- 【建設水道課】建設港湾課と上下水道課を統合
- 【出納室】収入役の廃止に伴い室を新設



お知らせ

改編前	改編後
総務課	総務課
臨時調査室	(室の廃止)
企画課	政策推進課
財政課	財務課
税務課	
生活環境課	町民課
町民福祉課	
健康管理課	福祉課
建設港湾課	建設水道課
上下水道課	
商工観光課	商工観光課
農林水産課	農林水産課
天売支所	天売支所
焼尻支所	焼尻支所
(室の新設)	出納室
学校管理課	学校管理課
学校給食センター	学校給食センター
社会教育課	社会教育課
公民館	公民館

相談

4月の各種相談日

●年金相談

7(木) (午後1時～午後5時 役場)

8(金) (午前9時～午後12時 役場)

☎ 北海道社会保険事務局留萌事務所 ☎ 0164-43-7211

●行政相談

12(火) (午前9時～午後12時 役場相談室)

☎ 町民福祉課総合受付係 ☎ 2-1211 (内線104)

●心配ごと相談

21(木) (午後1時30分～午後4時 勤労青少年ホーム)

☎ 羽幌町社会福祉協議会 ☎ 9-2311

特設人権相談所を開設します

人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設します。相談は無料で、秘密は守られます。

お気軽にご相談を。

■相談日時／3月28日(月)・午後1時～3時

■相談場所／羽幌町役場

□相談内容／いじめ・虐待・セクハラ・家庭内暴力などの人権問題。離婚・相続などの家庭問題。金銭貸借のトラブルなど

▶問合せ先／町民福祉課総合受付係 (内線104)

無料登記相談所の終了について

平成9年1月から皆さまにご利用いただきました無料登記相談所につきましては、本年3月をもって終了することとなりました。

長年にわたりご利用いただきありがとうございました。なお、法務局では、登記・供託に関する手続について、下記によるサービスを実施しておりますので、ご利用願います。

【登記・供託インフォメーションサービス】

登記・供託に関する手続について、お答えします。

FAX 0166-59-2561

インターネット <http://info.moj.go.jp>

iモード <http://keitai-info.moj.go.jp>

▶問合せ先／旭川地方法務局留萌支局

☎0164-42-0492

道立羽幌病院からのお知らせ

■禁煙外来のご案内

道立羽幌病院では、平成17年3月より禁煙外来を開始しています。「タバコを止めたい」、「やめようと思ってもなかなか止められない」とお悩み方は、ぜひ受診をおすすめします。

■受診費用について(保険診療ではありません)

自費診療

初診料	3,414円	+処方せん料
再診料	776円	

例) 貼り薬(2週間分) 5,500円～6,500円

■受診方法 / 予約制となりますので、内科外来受付にご連絡ください。

■診療 / 毎週木曜日・午後3時～4時

▶問合せ先 / 道立羽幌病院(内科外来受付) ☎2-1276)

高齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正されました

■改正の内容

①65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の義務化【平成18年4月1日から施行】

定年(65歳未満のものに限り、)の定めをしている事業主は、その雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、「(1)定年の引上げ」、「(2)継続雇用制度の導入」、「(3)定年の定め廃止」のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じなければなりません。ただし、事業主は、労使協定により、(2)の対象となる高齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、(2)の措置を講じたものとみなします。

②解雇等による高齢者離職予定者に対する求職活動支援書の作成・交付の義務化【平成16年12月1日から施行】

事業主都合の解雇等により離職することとなっている高齢者等(45歳以上65歳未満)が希望するときは、事業主は、当該高齢者等の希望を聴き、その職務の経歴や職業能力等再就職に資する事項や再就職援助措置等を記載した書面(求職活動支援書)を作成し、交付しなければなりません。

③労働者の募集及び採用の際、年齢制限をする場合の理由の提示の義務化【平成16年12月1日から施行】

事業主は、労働者の募集及び採用をする場合に、やむを得ない理由により上限年齢(65歳未満のものに限る。)を定める場合には、求職者に対してその理由を提示しなければなりません。

各改正内容については、それぞれ詳しく書かれたリーフレットが公共職業安定所にあります。

▶北海道労働局職業安定部職業対策課 ☎011-709-2311